

一宮市地域づくり協議会提案事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、一宮市地域づくり協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第3項に関する事業を実施することを補完する目的に必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 従前の協議会交付金ではやりきれない事業で、要綱第2条で示す事業内容に合うものとする。単純に従前の事業内の記念品、出演者謝礼などの単価増のみによる規模の拡大は、不可とする。提案された諸事業の適不適については、要綱様式3に定めた提案事業計画書を市民協働課にて精査し、当該年度への予算要求を決定するものとする。

(交付上限額)

第3条 要綱第6条第3項で定める提案事業交付金の上限額は、均等割100万円に事業実施前年4月1日付連区内人口×150円を加えたものとする。

(交付申請)

第4条 一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号）で定める様式第1のほか、その他、事業内容により特に必要とする書類は、次に掲げるものとする。

(1) 見積書（消耗品、備品購入費等）

(2) その他市長が指示する書類

(見積書の提出基準)

第5条 前条第1号の規定による見積書の提出を指示する基準は、次の表のとおりとする。

区分	同一業者からの見積合計額※	見積業者必要数
消耗品 ※2	5万円以上10万円未満	1者
	10万円以上	2者
備品購入費等 ※3	2万円以上10万円未満	1者
	10万円以上	2者

※ 消費税額を含めた金額とする。

※ 2 単品で複数を購入する場合もしくは、品数に関係なく、同じ店から購入する場合の合計金額とする。

※ 3 品数に関係なく、同じ店から購入した場合の合計金額とする。

(計画の変更)

第6条 交付金を概算払により事前に受け取り、事業を実施したときの精算方法については、以下のとおりとする。

(1) 剰余金が出た場合でその額が交付額の5%未満の場合は、完了報告書によって処理をすることとし、それ以上の場合は、その額が概ね確定した後速やかに補助金等計画変更届により完了報告の前に手続きをするものとする。

(2) 不足額が生じた場合で、限度額に満たない額で交付決定されている場合は、その額が概ね確定した後速やかに補助金等計画変更届を提出し、審査を受けるものとする。

(財産管理)

第7条 備品とは、一宮市物品等会計規則（昭和61年一宮市規則第13号）第7条第1項に規定するものとし、消耗品と判断しがたいときは、1万円を超える物品とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は平成24年6月30日から施行する。
付 則
- 1 この要領は平成25年7月31日から施行する。
付 則
- 1 この要領は平成25年9月30日から施行する。
付 則
- 1 この要領は平成30年4月1日から施行する。